

○令和7年建築基準適合判定資格者検定使用が認められる法令集について

【注意】

- ①：紛らわしい書き込みをした持込み法令集については、使用が認められない場合又は使用が認められたとしても判断に時間がかかり判断結果が出るまでは法令集なしでの受検となる場合がありますので、条件2に掲げられている簡単な書き込み以外の書き込みをしないで下さい。
- ②：使用が認められる法令集については、原則として、1冊とします。ただし、本編に付随する告示編等がある場合、1セットとして使用を認めます。
- ③：当日、検定会場において事務局によるチェックを受けた法令集のみ使用することを認めます。
- ④：使用が認められる法令集以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意して下さい。

【法令集】

■ 次の1及び2の条件を満たす法令集の使用が認められます。

1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認められる）。
2. 次に掲げる簡単な書き込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。
 - イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示
（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）
 - ロ. 改正年月日
 - ハ. アンダーライン
 - ニ. ○、△、×の記号

■ 使用が認められないものの例

・「建築申請memo」

建築申請実務研究会 編集／新日本法規出版(株) 発行

・「図解建築法規」

国土交通省住宅局建築指導課 編集／新日本法規出版(株) 発行

・「平成11年5月1日施行改正建築基準法（1年目施行）の解説」

建設省住宅局建築指導課・市街地建築課 監修／新日本法規出版(株) 発行

・「平成12年6月1日施行改正建築基準法（2年目施行）の解説」

建設省住宅局建築指導課 監修／新日本法規出版(株) 発行

・「平成14年建築基準法改正の解説」

国土交通省住宅局市街地建築課 編集／工学図書株式会社 発行

・「平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説」

国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課・国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所 監修／サンパートナーズ 発行

■ その他

- ・法令集の各発行元が配布している正誤表は検定会場へは持ち込めませんので、必要な方は正誤表における正しい標記を法令集に書き写して、検定会場にお持ち込みください。
- ・法令集の各発行元から発行される追録版の法令集は、検定会場に持ち込むことは可能ですが、法令集にそのまま挟み込んで下さい。追録を糊付けしたり、切り貼りしたものは検定会場への持込みはできません。本年度の検定においては、一部の法令に関し、令和7年4月1日時点で施行されている内容を適用することとしていることから、本年度に限り、持ち込みが可能である法令集の出版社が公開する追録を印刷した資料（追録の冊子が提供されている出版社のものを除く）を持ち込むことを可能とします。

※印刷方法はA4サイズ両面印刷又は2UP 両面印刷とする。

■ 書込み等の例

関連条文等の指示・見出しの例（条件2、イ・ハの例）

【構造耐力】

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが6.0mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが6.0m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが1.3m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが2.0mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。



令36条P186

P8

令81条P208



認められない書込み等の例

条文の次に関連の別表を挿入した例（条件１に違反した例）

【耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物】

第２７条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が３で、３階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（３階の一部を別表第１（い）欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するものと及び第二号又は第三号に該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものにあつては、第２条第九号の三イに該当する準耐火建築物（主要構造部の準耐火性能その他の事項について、準防火地域の内外の別に応じて政令で定める技術的基準に適合するものに限る。）とすることができる。

- 一 別表第１（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄の当該各項に掲げる用途に供するもの
- 二 別表第１（い）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表（１）項の場合にあつては客席、同表（５）項の場合にあつては３階以上の部分に限る。）の床面積の合計が同表（は）欄の当該各項に該当するもの
- 三 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

別表第１ 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物（第６条、第２７条、第２８条、第３５条―第３５条の３、第９０条の３関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（（１）項の場合にあつては客席、（５）項の場合にあつては３階以上の部分に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分（（２）項及び（４）項の場合にあつては２階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	３階以上の階	200㎡（屋外観覧席にあつては、1,000㎡）以上	
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	３階以上の階		300㎡以上

×

認められない書込み等の例

解説を付した例（条件２に違反した例）

【建築物の各部分の高さ】

第５６条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。

- 一 別表第３（い）欄及び（ろ）欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表（は）欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表（に）欄に掲げる数値を乗じて得たもの
- 二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が1.25とされている建築物で高さが2.0mを超える部分を有するもの又はイからニまでに定める数値が2.5とされている建築物（ロ及びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第７項第二号において同じ。）で高さが3.1mを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあつては2.0mを、イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあつては3.1mを加えたもの
 - イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。） 1.25（第５２条第１項第二号の規定により容積率の限度が3.0／1.0以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、2.5）
 - ロ 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。）又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5
 - ハ 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2／3以上であるもの 2.5
 - ニ 用途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

×

